

町会・自治会 設立の手引き

【問合せ先】

柏市市民生活部市民活動支援課

住 所： 柏市柏5丁目10番1号

電 話： 04 - 7167 - 1126

F A X： 04 - 7167 - 6644

令和6年8月改訂版

◇目次◇

町会・自治会・区とは？	・・・ 1
柏市の住民自治組織について	・・・ 3
町会の設立による市との関係について	・・・ 5
町会設立の流れ	・・・ 7
町会と関係の深い団体について	・・・ 8
町会への助成制度一覧	・・・ 9
届出について（各種様式と記入）	・・・ 12

◇町会・自治会・区とは？◇

町会・自治会・区等（以下「町会」と呼びます）は、地域住民同士の助け合いや理解，親睦，さらには福祉と文化，生活環境の向上発展を図り，良好な地域社会を維持形成することを目的に自主的に結成される住民組織です。

現在，市内の21地域に295の町会が結成されており，約62%の市民の方が加入され，地域の皆さんの結束によって幅広い活動が行われています。町会は任意団体ではありますが，「地域を住み良くする」という同じ目的を持つ市とのつながりが深く，良きパートナーとして成り立っています。

町会は，名称や団体規模，運営形態等も様々ですが，一般的には，次の事項に該当している団体を指します。

- ①町・丁目・字などの全部または一部を単位として，一定の区域を有する組織
- ②会の趣旨に賛同する区域内に居住する住民を会員として，自主的に運営される組織
- ③地域住民の福祉増進を主たる目的として活動する組織

核家族化，単身世帯の増加などの社会環境の変化に伴い，地域住民同士の人のつながりの希薄化が懸念されています。町会の地域コミュニティ活動は，安全で住みよい地域社会の形成にとって欠くことのできない存在であり，住民間の一体感の醸成に必要なものです。

■町会の主な活動例

◆ 情報を共有し，発信するまちづくり

町会広報紙・行政連絡物等の配布・回覧，掲示板の設置・維持管理 etc.



◆ 災害に強いまちづくり

自主防災組織の結成，防災訓練の実施 etc.



◆ 安全なまちづくり

交通安全活動，夜間パトロール，防犯灯の設置・維持管理 etc.



◆ きれいなまちづくり

ごみ集積所の維持管理，資源品の分別，公園・道路での美化活動 etc.



◆ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

一人暮らし高齢者世帯の見守り，サロン活動，コミュニティカフェ etc.



◆ ふれあいのあるまちづくり

祭り，スポーツ大会等のイベント開催 etc.



西原地区防災訓練（AED 体験訓練）



北柏町会防犯パトロール



子育てサロン



宮前町会 もちつき大会

◇柏市の住民自治組織について◇

町会（町会・自治会・区）

市内には町会が 295 団体あります。住民の最も身近な自治組織として、防災・防犯など地域の様々な問題解決に取り組むとともに、ふれあい活動などを通して住民の連帯意識の向上に努めている団体です。

町会内の世帯は概ね 10 ～ 20 世帯ずつにグループ化され、班や組という名称で、町会の内部組織として活動しています。

なお、集合住宅の管理組合についても、行政連絡業務（⇒p.5）を受託される場合は、柏市では町会の一つとして取り扱っています。

ふるさと協議会

柏市では、昭和 40 年代以降の急激な人口増加・都市化により、新旧住民のコミュニティ形成や郷土意識の希薄化が課題となる中、昭和 50 年代中頃より、「ふるさと運動」と名づけられたコミュニティ施策を展開してきました。これは、地域特性を生かしながら、心のふれあういきいきとした住みよいまちづくりを市民と行政が一体となって推進してゆこうとするものです。ふるさと協議会は、昭和 55 年以降、地域の身近な近隣センターを活動拠点として、ふるさと運動の推進及びコミュニティの育成を目的とする団体として各地域に設立されました。

ふるさと協議会は、各エリアの町会の役員等のほか、民生児童委員、PTA など多様な構成員からなる組織となっています。また、町会等の枠を越えた地域コミュニティづくりの中心的な担い手として、広報紙の発行、夏祭り・文化祭の開催、環境・保健福祉・防災など多岐の分野にわたり事業を行っている団体です。

柏市ふるさと協議会連合会

ふるさと協議会連合会は、市内 21 地域のふるさと協議会の会長からなる団体です。ふるさと協議会間の情報交換や研修会の開催などを行っています。

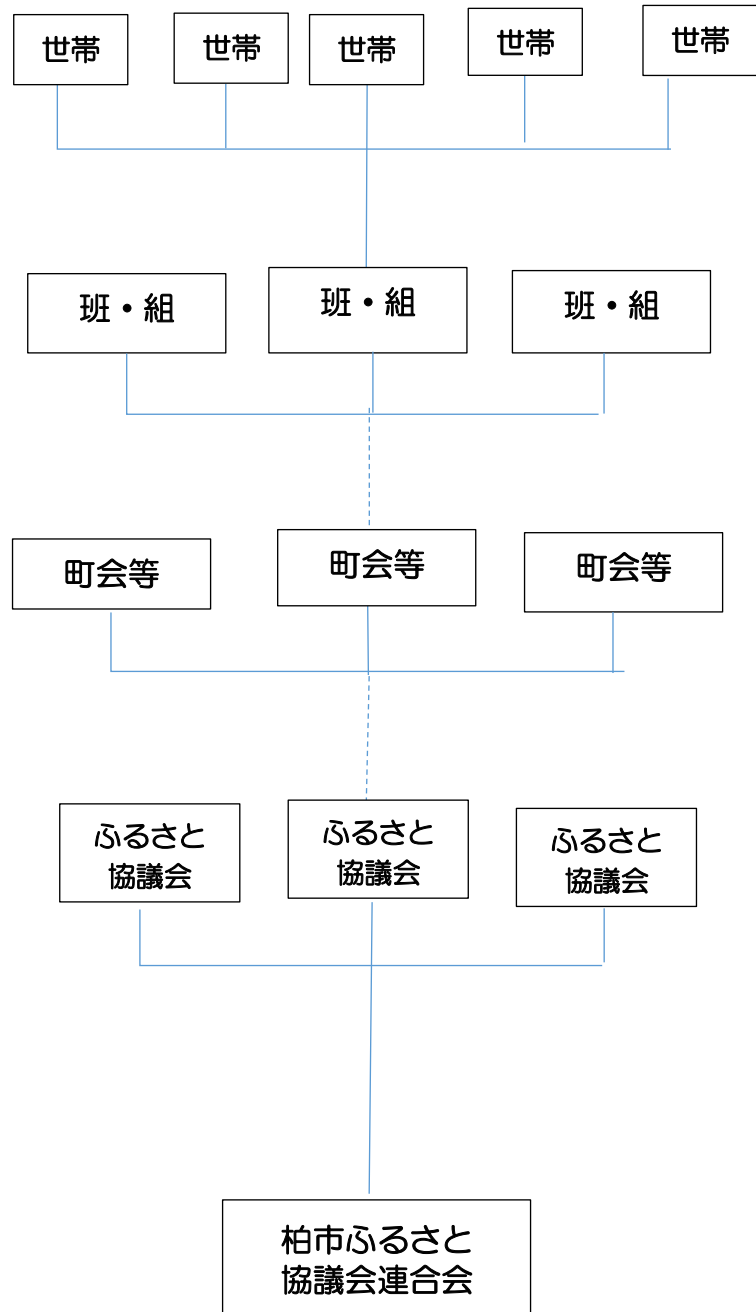
■ 柏市の住民自治組織（組織図）

世 帯
市内の総世帯数は約 20 万戸です。その内、約 62 %が町会に加入しています。

町会・自治会・区
市内には町会（町会・自治会・区）が295団体あります。班・組の世帯数は概ね10～20世帯です。

ふるさと協議会
市内には概ね中学校区を単位とした各コミュニティエリア(21 地域)にふるさと協議会が設立されています。

柏市ふるさと協議会連合会
各ふるさと協議会の会長からなる ふるさと協議会連合会が設立されています。



◇町会の設立による市との関係について◇

町会は、住民の自治組織であり、行政の下部機関でないことは明らかです。しかしながら一面、行政の補完機能をもった組織という**相反する部分**も否定できません。市と町会が車の両輪のごとく連携を図り、地域活動を活発に展開していくことが、安全で住みよい地域づくりにとって大切であると考えます。

市では、次に掲げる行政連絡業務を町会に委託し、業務を受諾する町会に対して行政連絡業務交付金（⇒p.9）を交付しています。

- 行政連絡資料の配布、回覧及び掲示
- 各種委員の推薦（民生委員・投票立会人等）
- 防火及び防犯の推進
- 防災組織の設立及び運営
- 災害時要援護者（災害時に援護が必要である者をいう。）の支援体制の構築
- ごみ集積所の設置管理及び資源回収
- その他市長が必要と認めるもの

■行政連絡資料の配布・回覧・掲示について

市では、市民の皆さんの生活に関係の深い情報（行政連絡資料）を、原則として奇数月の1日（※1月は15日）に、町会を通じて配布・回覧・掲示によりお知らせしています。行政連絡資料の送付先は、毎年4月頃に各町会から新役員や世帯数とともにご報告いただく「**行政連絡資料の送付先**」（⇒p.22）に記載されたお宅とさせていただきます。なお、世帯数の多い町会については、概ね400世帯を基準に送付先を分けることもできます。

行政連絡資料には主に次のものがあります。

回 覧	・保健所だより ・ごみゼロ運動実施のお知らせ ・柏市犯罪発生マップ ・消費生活情報紙 ・地域福祉の情報紙「紙ひこうき」 ・住民税における税制改正について ・国勢調査の実施に伴う協力について
掲 示	・柏まつりポスター ・振込詐欺防止ポスター

全戸配布	・ごみ出しカレンダー
------	------------

■各種委員の推薦について

市では、地域活動と関わりの深い各種委員を各町会からご推薦いただいています。委員には主に下記のものがあります。

- 民生委員・児童委員（任期3年）
- 柏市民健康づくり推進員（任期3年）
- 投票立会人（選挙期日毎）
- 柏市防災推進員（任期2年※自主防災組織のある町会のみ）

■ごみ集積所の設置管理について

ごみ集積所（資源回収ステーションを含む）を新たに設置したり、場所の変更や廃止をする場合は、町会から所定の申請書を提出していただく必要があります。また、20世帯未満の共同住宅や戸建住宅が建築され、町会内のごみ集積所を利用しようとする際には、町会の承諾をいただいています。

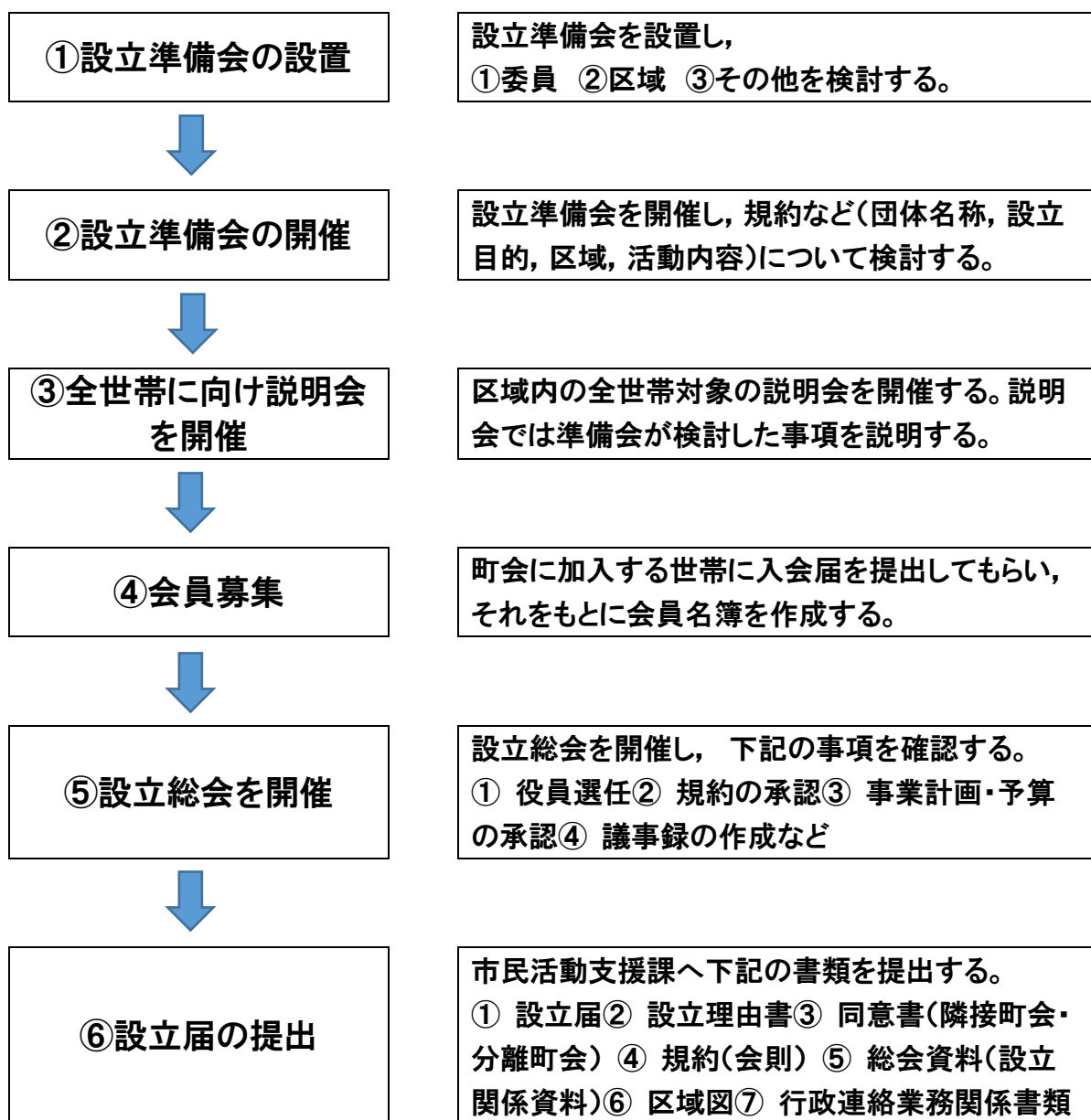
■各種募金への協力について

各世帯からの各種募金の取りまとめについて、町会のご協力をいただいています。募金には主に下記のものがあります。

- 赤い羽根募金（10月から3月）
- 歳末たすけあい募金（12月）
- 日本赤十字社社資募集（5月から6月）

◇町会設立の流れ◇

町会設立は、新しい開発分譲地や集合住宅で新規に設立する場合、既存の団体から分離独立する場合、既存の複数の団体が統合する場合などがあります。
一般的な設立の流れは以下のとおりです。



◇町会と関係の深い団体について◇

○柏市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく社会福祉法人として、地域住民や関係機関等の参加や協力等により、「誰もが安心して暮らすことのできる健康福祉のまちづくり」を推進する団体です。社会福祉協議会は、民間財源（会員会費、寄付金、共同募金配分金等）と公費財源（県及び市からの補助金や委託金等）により次の活動を行っています。特に会員会費である住民会費については、町会を通じて1世帯あたり300円のご協力をお願いしています。

- ◆ 地域や地域活動の支援（いきいきセンター、地区社会福祉協議会の設置と活動支援）
- ◆ 個人の生活や介護等の相談と支援（日常生活自立支援事業、かしわ成年後見センター事業、高齢者や障がい者の家事援助・移動支援等）
- ◆ 人材育成やボランティア活動支援（ボランティアセンター事業、福祉教育事業、介護支援サポーター制度等）
- ◆ 団体事務局の運営
- ◆ 福祉施設等の管理（沼南社会福祉センター、介護予防センターいきいきプラザ、柏市老人福祉センター等）

○柏市防犯協会

柏市防犯協会は、犯罪の防止を図り、社会環境の浄化を推進することを目的として活動している団体です。活動を促進するために、市内21地区に支部が設けられ、各支部において活動を展開しています。活動内容としては、各種防犯キャンペーン・防犯パトロールへの参加、防犯に関する知識習得を図るための研修会への参加などがあります。

○地区青少年健全育成推進協議会

地区青少年健全育成推進協議会は、市内各中学校区で地域に根ざした青少年の健全な育成に係る活動を行っている団体です。活動内容としては、地域パトロール、広報誌発行、コンサート・運動会・キャンプ等の企画運営などを行っております。

町会への助成制度一覧

名称	概要		
行政連絡業務等 交付金	下記の行政連絡業務を町会等に委託していることに対し、行政連絡業務交付金を町会等に交付します。 ・行政連絡資料の配布・回覧・掲示 ・各種委員の推薦（民生委員・投票立会人等） ・防火及び防犯の推進 ・ごみ集積所の管理と資源回収 ・共同募金等への協力 【交付金額】 以下の①～④の合計額		
	区分	交付額	
	①均等割	400世帯ごとに17,500円	
	②世帯割	世帯数×300円	
	③自主防災組織運営加算金	449世帯まで 基本額20,000円以内（年額） 449世帯超 基本額+（400を超える50世帯ごとに1,000円加算） ※上限40,000円	
	④地域見守り加算金（K-Net等運営加算）	年額20,000円（3回まで）	
掲示板設置等 補助金	町会等が管理する掲示板の設置・修繕について補助金を交付します。		
	区分	補助率	限度額
	設置	1基あたりの設置費用×1/2	40,000円/基
	修繕	1基あたりの修繕費用×1/2	20,000円/基
自主防災組織設立補助金	100世帯まで 基本額100,000円以内 100世帯超 基本額+（世帯数-100）×100円		
	◇設立・運営に関する相談は防災安全課へ（7167-1115）		

防犯灯維持 費補助金	町会等が維持管理している防犯灯について、毎年4月1日現在の灯数に応じて補助金を交付します。		
	照明器具の種類		補助金額
	LED防犯灯	10Wまで	2,130円
		10W～20Wまで	3,110円
	上記以外の防犯灯		5,090円
防犯灯設置 費補助金	設置方法 (新設)	補助率・補助金額	補助事例
	LED防犯灯	上限額30,000円/灯	・電柱等共架でLED防犯灯を新たに設置
	専用柱	上限額20,000円/灯	・新たに専用柱を立てて、既存の防犯灯を設置 ・防犯灯(既存)の移設時に新たに専用柱を立てる
	LED以外の防犯灯	補助率50% 上限額20,000円/灯	・電柱等共架で水銀灯などの防犯灯を新たに設置
防犯灯修繕 費補助金	設置方法	補助率・補助金額	補助事例
	灯 具 の 交 換	LED以外の防犯灯	・水銀灯などの防犯灯を交換する
		LED防犯灯	・既存のLED防犯灯が故障等により新たな灯具に交換する ・水銀灯などを新たにLED防犯灯に変更する
	専用柱の改修		・経年劣化等による専用柱の建て替え
	改修工事 (移設等)		・既存の防犯灯や専用柱を新たな場所に設置(移設)
	配線工事関係		・自然災害等による断線に伴う配線工事

ふるさとセンター整備事業補助金	地域のコミュニティ活動の拠点となる集会施設（ふるさとセンター）を整備する町会等に補助金を交付します。 ① 新築（建替）事業：対象事業費の50%（限度額：1,500万円） ② 用地取得事業：対象事業費の50%（限度額：2,000万円） ③ 中古住宅等購入事業：対象事業費の50%（限度額：1,500万円） ④ 借上げ事業：対象事業費の50%（限度額：年間48万円） ⑤ 維持修繕及びバリアフリー改修事業：対象事業費の50%（100万円）
地域活動支援事業補助金（＋10）	地域課題の解決に取り組む町会やふるさと協議会に対して、10万円を限度に補助金を交付します。 ① 環境美化・保全 地域環境の美化を図ることや、地域の自然環境の保全等に係る コミュニティ活動 ② 防災・防犯 地域の災害対応力や防犯力を向上させる コミュニティ活動 ③ 交流イベント等（旧：地域交流促進） 町会活動等への理解を促進させたり、住民の地域に対する愛着を強めたりするコミュニティ活動 ④ ICT 推進 町会活動等のデジタル化を進めるコミュニティ活動
資源回収運動報償金	古紙類，古布類，金属類，空き瓶類，ペットボトル各1kg 当たり3円を報償金として交付します。（※旧沼南町区域を除く） （担当課：廃棄物政策課）

届出について (各種様式と記入例)

行政連絡業務関係書(p.21 ～ 26) の様式は、 柏市のホームページからダウンロードできます。

ホーム > 地域・生涯学習・スポーツ > 町会・自治会・ふるさと協議会 > 町会・自治会等への補助制度 > 町会等への補助制度申請様式等一覧

※ トップページ内のサイト内検索や、
次の QR コードからもご利用いただけます。 ⇒



サイト内検索

町会 申請様式	検索
---------	----



クリック！

①設立届(自由様式)

令和 年 月 日

〇〇町会設立届

柏 市 長 あて

代表者

住 所 **柏市柏5丁目10番1号**

氏 名 **柏 太郎**



今般、地域住民の連帯と地域福祉向上のため、住民総意に基づき、下記のとおり町会・自治会を設立します。

記

代表者の個人印または代表者印(〇〇町会長印)を押印してください。

1 会 の 名 称 :

2 設 立 年 月 日 : 年 月 日

3 事務所の所在地 :

4 加 入 世 帯 数 : 世帯

5 添付書類

- (1) 設立理由書
- (2) 同意書
- (3) 規約(会則)
- (4) 総会資料等
- (5) 役員名簿
- (6) 位置図

②設立理由書(自由様式)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇町会設立理由書

柏市長 あて

代表者

住所 **柏市柏5丁目10番1号**

氏名 **柏 太郎**

⑨

会員相互及び会内外の諸団体との協力協調のもとに、福祉を増進し、地域生活環境の整備や防災に努め、または行政との協議協力を進めつつ、よりよい地域生活を構築するため〇〇町会を設立いたしました。

③同意書(自由様式)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

同 意 書

(設立町会)

〇〇町会長 様

(隣接町会)

△△町会

会長 沼南 一郎 ⑩

今般、「住所：地名地番等」の居住者が新たに〇〇町会を設立することに対して、
異議なく同意いたします。

④町会規約(会則)例

〇 〇 町 会 規 約

制定 令和〇年〇月〇日

改正 令和〇年〇月〇日

第 1 章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、〇〇〇会（以下「本会」という）と称し、事務所を〇〇市〇〇町〇番〇号に置く。

「事務所を会長宅に置く。」とすることも可能です。

(区域)

第2条 本会の区域は、柏市〇〇町△番××号から、△番××号までの区域とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する世帯をもって構成する。

2 本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

3 本会へ入会及び退会の届出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではない。

(目的)

第4条 本会は、会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 回覧板の回付等、区域内の住民相互の連絡

(2) 美化・清掃等区域内の環境の整備

(3) 集会施設の維持管理

(4) 防犯・防火並びに生活環境の向上

(5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第2章 役員

(役員の種別)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 会計 〇名
- (4) 〇〇部長 〇名
- (5) 班長 各班 1名
- (6) 監事 〇名

部長、班長等は、会の規模等の必要に応じて設置してください。

(役員の選任)

第7条 会長、副会長、会計及び監事は、総会において、会員の中から選任する。

2 部長は、会員の中から会長が委嘱する。

3 監事は、会長、副会長及びその他の役員と、兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 役員は、次の職務を行う。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(3) 会計は、本会の会計事務を総括する。

(4) 部長は、会長の命を受けて、会務を分担する。(例：総務担当、広報担当、環境整備担当、防犯担当、交通安全担当、福祉担当、青少年担当、会館担当等)

(5) 班長は、会員との連絡調整にあたる。

(6) 幹事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の解任)

第10条 役員が規約に違反したとき又は本会の名誉を傷つける行為をしたときは、

総会の決議により解任することができる。

第3章 総会

(総会の構成)

第11条 総会は、全会員をもって構成する。

(総会の種別)

第12条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年〇月に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、全会員の〇分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第8条1項第6条の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに通知しなければならない。

(総会の審議事項)

第14条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員の選任及び解任に関する事項
- (4) 規約の変更に関する事項
- (5) . . .
- (6) その他の重要事項

(総会の議長)

第15条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

【解説】「総会の議長は、会長とする」とすることも可能です。

(総会の定足数)

第16条 総会は、全会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。

(総会の議決)

第17条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第18条 総会の議事については、次の議事を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び委任状提出者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5)・・・

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人〇名以上の署名押印をしなければならない。

第4章 役員会

(役員会の構成)

第19条 役員会は、役員(監事を除く)をもって構成する。

(役員会の招集)

第20条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

(役員会の審議事項)

第21条 役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会において議決された事項の執行に関する事項

(3)・・・

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章 会計

(経費)

第22条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(会費)

第23条 本会の会費は、1世帯当たり月額〇円とする。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 雑則

(委任)

第25条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会又は役員会の議決を経て、別に会長が定める。

附則

(施行期日)

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

⑤-1 行政連絡業務関係書（世帯数等報告書）

整理番号 柏町会
町会・自治会・区等名

令和6年度 世帯数等報告書

1. 代表者（町会長・自治会長・区長）に関する情報をご記入ください。

フリガナ 氏 名	カシワ タロウ 柏 太郎
経 験 年 数	☒ 新任 ☐ 継続（ 年目）
住 所	〒277-8505 柏市柏5-10-1
電話番号・メールアドレス 町会長名簿に記載するものにチェックをお願いします。 いずれにもチェックがない場合は固定電話の番号を町会長名簿に記載します。	
☐ 固定番号	04-7167-1111
☒ 携帯番号	090-0000-0000
※町会長名簿の用途については、個人情報の目的外利用に係る同意書をご覧ください。	
メールアドレス	kashiwa@city.kashiwa.chiba.jp
柏市から優先して連絡を希望する口へチェックをしてください ☐ 固定番号 ☐ 携帯番号 ☒ メールアドレス	
取得について希望するものにチェックをしてください 柏市と「柏市地域協働を考える会」から簡易なお知らせや町会に役立つ情報をメールでお送りしております。いずれにもチェックがない場合は、メールをお送りします。 ☒ 受け取る （ ☒ 柏市 ☒ 柏市地域協働を考える会 ） ☐ 受け取らない （ ☐ 柏市 ☐ 柏市地域協働を考える会 ）	
※柏市協働を考える会とは、柏市市民活動支援課と 町会・自治会・区を支援するための協働事業を行っています。	
柏市地域協働を考える会 HP ⇒	



裏面へ

2. 世帯数等（カッコ内は昨年度の報告数）

①町会加入世帯数 (690世帯)	②町会未加入世帯数 (10世帯)	③配布可能世帯数 (700世帯)	④回覧必要枚数 (68枚)	⑤ホスター必要枚数 (6枚)
700世帯	10世帯	710世帯	70枚	7枚

※3 配布可能世帯数について

- ・町会の区域内で各世帯に配布するもの（ごみカレンダー等）の配布世帯数
- ・配布方法は、紙及びオンラインのいずれも含めます

3. 行政連絡資料の送付先

フリガナ 氏 名	郵便番号・住所	電話番号	配布 部数	回覧 部数	ホスター 部数
カシワ タロウ 柏 太郎	〒277-8505 柏市柏5-10-1	7167 -1111	350	35	3
カシワ イチロウ 柏 一郎	〒277-8505 柏市柏5-10-2	7167 -1112	350	35	4
	〒 - 柏市				
合 計			700	70	7

代表者様へ配布・回覧等の見本の宅送が必要な場合は必要部数を記入ください。
★配布可能世帯数には含まれません★

1.代表者（町会長・自治会長・区長）に関する情報欄 に記載されている住所に送付します。	見本 1	見本 1	見本 1
--	---------	---------	---------

◆口座情報◆

振込先	〇〇銀行 〇〇支店
預金	普通
口座番号	1 2 3 4 5 6 7
口座名義 (フリガナ)	カシワチョウカイ カイチョウ カシワタロウ

※昨年度の口座情報が記載されています。訂正がある場合は二重線で訂正をお願いします。

⑤-2 行政連絡業務関係書（自主防災組織・K-Net（地域見守り）運営加算調書）

整理番号 _____

町会・自治会・区等名 柏町会

自主防災組織名 柏自主防災組織

■自主防災組織運営加算調書

各項目を記入してください。

世帯数	700
代表者氏名	柏 太郎
電話番号	7167-1111

◆防災活動について

※総会資料等の別紙を添付した提出も可能です。

別紙を提出される場合は、☒ をいれてください。

◆今年度の防災活動訓練計画◆

□別紙のとおり

実施予定年月日	実施項目 「総会」「会議」 「訓練」等を記入	実施内容
R6.5.15	訓練	防災訓練を実施
R6.10.10	安否確認訓練	町会内全戸を対象に安否確認

◆昨年度の防災活動報告◆

□別紙のとおり

実施年月日	実施項目 「総会」「会議」 「訓練」等を記入	実施内容
R5.4.10	会議	役員会議を実施
R5.5.20	訓練	避難及び消化訓練を実施
R5.10.15	安否確認訓練	全戸にカードを配布し安否確認を実施

整理番号

町会・自治会・区等名 **柏町会**

■K-Net 等運営（地域見守り）加算調書

受給可能回数

3回

下記の状況を教えてください。

該当する場合に ☒ 及び各項目を記入してください。

☒ 柏市より、災害時要援護者名簿および地図を受け取っている。

☒ 要援護者と支援者のマッチングが行われている。

・令和 5 年 5 月 マッチング完了

・支援者数 個人支援 3 人

班・棟・グループ支援 _____ 班・棟・グループ

両方 ☒ がついた場合に 20,000 円が加算されます。

K-Net 等運営（地域見守り）加算について

受給できる回数は3回までです。

右上に記載されている受給可能回数をご確認ください。

既に上限に達している場合は加算申請の対象外となりますが、町会等の状況を把握するためご提出くださいますようお願いいたします。

⑤-3 行政連絡業務関係書（柏市行政連絡業務受諾書（兼）個人情報の目的外利用等に係る同意書）

柏市行政連絡業務受諾書（兼）

個人情報の目的外利用等に係る同意書

当町会・自治会・区等は、市行政の円滑な推進に協力することを目的として、※柏市行政連絡業務規則第3条第1号から第7号に基づき、行政連絡業務を受諾します。また、私は行政連絡業務のために届け出た、個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス）について、裏面の項目に係る利用及び提供に同意いたします。

令和6年4月1日

町会・自治会・区等名 柏町会

代表者氏名 柏 太郎

柏市長 太田和美学あて

※柏市行政連絡業務規則（抜粋）

（業務の委託）

第3条 市長は、次に掲げる行政連絡業務を町会に対し、委託するものとする。

- (1) 行政連絡資料の配布、回覧及び掲示
- (2) 各種委員の推薦
- (3) 防火及び防犯の推進
- (4) 防災組織の設立及び運営
- (5) 災害時要援護者（災害時に援護が必要である者をいう。）の支援体制の構築
- (6) ごみ集積所の設置管理及び資源回収
- (7) その他市長が必要と認めるもの

（業務の受諾）

第3条の2 町会の代表者（以下「町会長」という。）は、前条に規定する業務を受諾しようとするときは、業務受諾書を市長に提出しなければならない。

（交付金の交付）

第4条 市長は、第3条に規定する行政連絡業務を行う町会に対し、交付金を交付するものとする。

裏面へ

個人情報の目的外利用等に係る同意書

同意する項目について、☒をしてください。

同意できない項目（チェックの無いもの）について、提供等の問合せがあった場合には、その都度お電話等で確認させていただきます。

☒ 以下全てに同意する。

- ☐ 町会・自治会・区長等名簿への掲載（名簿の配布先は以下のとおり）
 - 1. 柏市町会・自治会・区長等
 - 2. 柏市社会福祉協議会
 - 3. 柏市立小学校・柏市立中学校
 - 4. 柏市役所各課
 - 5. 柏市議会議員※市民等一般に配布するものではありません。
- ☐ 柏市及び柏市の外郭団体・柏市立小学校並びに中学校において、行政連絡業務以外の各事業について利用する場合
- ☐ 当町会等の区域内に建築物等を建築する際に、当町会等及び隣接する町会等の周知・調整等のために事業者等から求めがあった場合
- ☐ 当町会等の区域内に新たに入居した方から、求めがあった場合
- ☐ 国・県等他の公共団体及び公益的な団体から求めがあった場合
- ☐ ふるさとセンターの利用等、町会等に対して用務があって、求めがあった場合
- ☐ その他公益的な目的で使用される場合